

令和4年（行コ）第198号 持続化給付金等支払請求控訴事件

被控訴人 国 外2名

第3準備書面

(差別的取り扱いの被害が甚大であること)

2022年11月25日

東京高等裁判所第14民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士

平 裕 介



同

弁護士

出 口 かおり



同

弁護士

井 桁 大 介



同

弁護士

亀 石 倫 子



同

弁護士

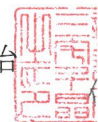
三 宅 千 晶



同

弁護士

福 田 健 治



はじめに

原審は、一審原告（控訴人）が「本件各不給付規定は特定の職業に対する地位の格下げ・スティグマの押し付けにとどまらず、その助長・再生産という深刻な効果をもたらす」と主張したのに対し、「原告の主張するような事情の有無及び当否は、当該区別について、その目的の合理性や同目的との合理的関連性の有無を検討する際に考慮すべきであるのは格別、前記判断枠組みを左右すべき事情とまでは解することができない」（11頁）として判断枠組みの設定に際して考慮せず、また当てはめにおいても、「本件各不給付規定はそのような風営法上の性風俗関連特殊営業の位置付けを踏まえ、これとの整合性その他の観点から定められたものであることからして、本件各不給付規定自体が性風俗関連特殊営業の地位の格下げを目的として定められたものとは解されず、他に原告の主張を認めるに足りる証拠もない」（19頁）と述べ、地位の格下げを目的としていないから問題がないと結論づけた。

しかし、地位の格下げをもたらすか否かは判断枠組みに影響を及ぼすべきであるし、また地位の格下げの正当性が議論されているときに、目的の有無だけで判断することは誤りである。例えば非嫡出子相続分違憲判決（最大判平成25年9月24日民集67巻6号1320頁）は、非嫡出子の相続分を嫡出子の半分とする規定の合憲性を審査するに際し、「本件規定の存在自体がその出生時から嫡出でない子に対する差別意識を生じさせかねないことをも考慮」して憲法14条1項に反すると判断しており

(同1330頁)、地位の格下げが問題となる場合の正当性の検証に際しその効果を考慮している¹。

地位の格下げの正当性を検証する際には、目的や意図のみならず、その効果を検証しなければならない。そして以下に述べるとおり、本件各不給付規定や原審判決がもたらす差別の再生産・地位の格下げの効果は無視できない。地方自治体や金融機関に差別的な取り扱いを当然視する風潮が蔓延しており、また当事者である性風俗事業者たちは差別の再生産を肌身で感じている。

第1 政府・司法により助長された差別が、地方自治体や金融機関に波及している

1 地方自治体の同種の支援策でも性風俗関連特殊営業が除外されている

国が持続化給付金制度で性風俗関連特殊営業を除外したことから、全国の多数の地方自治体（地方公共団体）も、同趣旨の支援金制度を設けるに際して、性風俗関連特殊営業を不支給対象として除外している。控訴人弁護団が調べたところでは、その数は265に上る（甲93）。

¹ アメリカのブラウン対教育委員会事件（BROWN V. BOARD OF EDUCATION, 347 U.S. 483(1954)）では、人種隔離教育の正当性を検証するにあたり、「人種のみを理由として〔アフリカン・アメリカン（黒人）の〕子どもたちを隔離するとき、彼らの社会的地位に関わって劣等感を抱かせ、精神的に回復し難い影響を与うる」とか、「人種による隔離の政策は、通常、黒人グループが劣っていることを示すものと理解される」などと述べており、隔離政策の意図や目的のみの検討にとどめず、その効果、すなわち「ステイグマの押しつけという、隔離教育が及ぼす害悪が素直に認識されている」（以上につき、安西文雄=巻美矢紀=宍戸常寿『憲法学読本 第3版』（有斐閣、2018年）103-104頁〔安西〕参照）。

例えば、北海道の「道特別支援金A」は、「全道の様々な事業者の皆様に経済的な影響が及んでいることから、新たな支援金制度を創設します」と、業種の制限無く支援する趣旨を掲げながら、持続化給付金制度と同じく、「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者を支給対象から除外している（甲92・番号1、甲93）。

福島県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金制度」のように、支給対象者を「国の持続化給付金の交付を受けているか国の持続化給付金の対象者要件を満たすこと」として、持続化給付金制度と同じく、あらゆる民間企業の中で「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者だけを支給対象外とするものもある（甲92・番号35、甲94）。

そのほか、埼玉県の「外出自粛等関連事業者協力支援金制度」のように、国の月次支援金（持続化給付金と同様に性風俗関連特殊営業が不支給とされている）を受けた者が支給対象になるとして、月次支援金から除外された性風俗関連特殊営業を対象としないものもある（甲92・番号60、甲95）。

国が持続化給付金制度で性風俗関連特殊営業を除外することは、このように、差別的取り扱いのさらなる拡大と連鎖を生む。特定の業種の産業振興を目的に当該業種のみ支援金を出す場合と異なり、コロナ禍で性風俗関連特殊営業を含むあらゆる業種が売上げ低迷に苦しむ中、民間事業者の中で性風俗関連特殊営業だけを国が支援対象から除外するということは、他の行政機関が行う同種の施策においても合理的な理由なく性風俗関連特殊営業を除外してよいというメッセージを与えることにつながる。

2 金融機関による特別貸付からも除外されている

また、コロナ禍において、日本政策金融公庫が新型コロナウイルス感染症特別貸付制度を設けて、多くの事業者が低利かつ長期の返済期間とする多額の融資を受けられる施策を講じ、信用保証協会においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の資金繰りのためにセーフティネット保証制度を設けているが、性風俗関連特殊営業の事業者はこれらの対象からも除外されている（甲65：市東陳述書）。

日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に根拠を有し、国の中小企業・小規模事業者政策に基づき金融機能を発揮する公的な政策金融機関であり（甲96）、信用保証協会は信用保証協会法に基づき中小企業者等に対する金融の円滑化に資することを目的とする公的機関である（甲97）。

持続化給付金及び家賃支援給付金において性風俗関連特殊営業を支給対象から除外するという国の判断は、これらの公的金融機関の支援策にも影響を及ぼし、控訴人を含む性風俗関連特殊営業の事業者に対する差別的取り扱いを拡大している。

3 経済対策に限らず事業者の感染対策に対する支援にも差別が及んでいる

さらに、国の判断は、給付金以外の新型コロナウイルス感染症対策支援においても性風俗関連特殊営業の事業者を除外するという不合理な差別を生んでいる。

具体的には、例えば広島県庄原市の「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業補助金」は、同市内の中小事業者・個人事業主等を対象に、感染拡大防止対策（消耗品費や設備導入費など）に対して必要な経費の一部を補助するものであるが、

この制度においても、風営法上の風俗営業を営む事業者は支給対象外とされている（甲92・番号197、甲98）。

山形県に至っては、従業員の少ない中小企業等に対して、従業員が安心して出勤できる環境を整備することを目的に、新型コロナウイルス感染症抗原簡易検査キットを配布するにあたり、山形県内の個人事業主を含む中小企業の中で性風俗産業だけを除外している（甲99）。

感染対策経費や抗原検査キットは、従業員や顧客を感染症から守るためにどのような業種であっても必要になるものである。性風俗関連特殊営業の事業者を公的支援対象から外してよいという安易な国の判断は、このような地方自治体の支援施策からの除外という不合理な差別を助長している。

第2 事業者の中に差別の被害意識が拡大・蔓延している

本件各不給付規定や原審判決は、性風俗事業者を差別的に取り扱うものである。これらにより、性風俗事業者に対する差別意識はより社会に蔓延し、かつ性風俗事業者自身の中にも刻み込まれてしまった。

甲100は、原判決言い渡し後に性風俗事業者を対象として行ったアンケートの結果である。本アンケートの項目は以下のとおりである。

1. 事業の種類（性風俗関連特殊営業に列記された各事業から選択式）
2. 事業者名と地域
3. 「今回の不給付規定は、実際に国民の多くが性風俗を差別する考え方や意見を持っているために設けられたものと感じますか。」

4. 「今回の不給付規定は、実際に国民の中に性風俗に対する差別意識があるか否かに関わらず、内閣自身が性風俗に対する差別意識を抱いていて、それを国民の差別意識に置き換えて（利用して）設けられたものと感じますか。」（はい／いいえの選択式）
5. 4の理由（自由記載）
6. 「今回の不給付規定が設けられたことは、国民の差別意識を助長するものと感じますか。」（はい／いいえの選択式）
7. 6の理由
8. 「2022年6月に東京地方裁判所は、今回の不給付規定について憲法に違反せず適法であると判断しました。この判決が下されたことによって性風俗事業者に対する国民の差別が助長されると思いますか。」

（はい／いいえの選択式）
9. 8の理由

本アンケートはウェブ上のアンケートフォーム（Google form）を用いて、2022年8月1日から11月23日まで広く全国の事業者から回答を募ったものである。回答数は43、うち重複や対象外（事業者でない者からの回答）を除くと41の有効回答があった。

回答結果は甲100のとおりである。事業者の種別（質問1）は、デリバリーヘルス（19）、ソープランド（6）／ラブホテル（6）の順に多く、以下、ファッションヘルス（3）、アダルトビデオ通信販売（3）、ストリップ劇場・個室ビデオ等

(2)、アダルト画像送信(1)と続く。地域(質問2)は東京、大阪、愛知、長野、岐阜、群馬、福岡、神奈川、埼玉と幅広い。

質問3(「今回の不給付規定は、実際に国民の多くが性風俗を差別する考え方や意見を持っているために設けられたものと感じますか。」)に対する回答は30件が「はい」、11件が「いいえ」だった。

これに対し、質問4(「今回の不給付規定は、実際に国民の中に性風俗に対する差別意識があるか否かに関わらず、内閣自身が性風俗に対する差別意識を抱いて、それを国民の差別意識に置き換えて(利用して)設けられたものと感じますか。」)に対する回答は、36件が「はい」、4件が「いいえ」と「はい」が大幅に増える(無回答1)。

その理由を尋ねる質問5に対する回答としては、「『国民』という国にとって都合の良い“ことば”に置き換えているだけで、実際には差別意識。証拠や根拠も一切なく、また、それを調べたり示そうともしないため。」であるとか、「実際に自分が生きてきて行政以外に差別されたことが無いから。」、「国民から差別の目を向けられたことは1度もないから」などの回答が寄せられている。

質問6(「今回の不給付規定が設けられたことは、国民の差別意識を助長するものと感じますか。」)に対しては、「いいえ」の3件に対し9割を超える38件が「はい」と回答している。その理由(質問7)は以下のとおり、当事者たちの実体験に基づく多様な声が寄せられている。

- ・ 色メガネで見られる事は承知の上で働いているし、その覚悟もあるし、普段は自分たちが被差別側だとか被害者だとは思わないけれ

ど、こういう事例を突き付けられて「じっくり考えて突き詰める」

と、国から居ないことにされている人種である事を痛感します。

- そもそもグレーな所にある風俗ですが、国が『風俗はダメなものです』と宣言する事によって今まで風俗に関心のなかった層にまで『なんだかわからないけど風俗はダメなモノなんだ』と考えを植え付けているように思えるからです
- この業界に携わっている者は基本的に弱者が多いと思っています。本来救われなければいけない人達が多いのに、国が差別しても良いと太鼓判を押す形になってしまったことは大いに問題だと思えます。
- 風俗で、遊ばない人、働いたことない人は、「女を売り物にしてる」「楽しんで稼ぐことは悪」「体を売ってる」と一昔前のイメージを持っている人が多い。
- 「国が言ってるのだから」という理由で不健全な人、否定して良い仕事なんだというレッテルを貼れる。 討論や一般の会話の中でも言わずとも、そういう状況はたくさん生まれていると思う。
- 性風俗事業者も、労働者であることには変わりなく、にも関わらず支払われるべき給付金が支払われないのは差別的であるし、差別を助長させていることに他ならない。
- 実際、ほとんどの国民はそんなことを知りもしないと思うけど、もともと差別的な人たちにとっては、自分の言論を正当化する理由として利用できる。

- 意識的にも無意識的にも、差別意識を持った人たちが、「給付資格のない職業」というレッテルを簡単に貼ることができるようになるから。
- 公にできる仕事ではないため、白い目で見られるのは仕方ないけど、国民に対して発信されたら多くの人が、批判的な考えを誇張すると思ったので。
- 「風俗だからあたりまえ」という声が多かったが、結局、政府が先導して「差別してよい」という例を作ってしまった。
- 自分より下層の人がいると国が認めた。人々は下がいると安心することは歴史が示すとおり。
- 国がそう決めてるということは職業として良くないものと判断されてるからと国民は思うから。
- 国が言うのだから従うしかないという都道府県、郡市役人の言い分を聞いたから。
- 国が差別を容認すれば、皆それに従うから。実際にフーズク嬢が殺されている。
- 政府が差別するのであれば反社会的な組織または団体と思われかねないため。
- 国民の大多数が各種業界の実情を知らない為、差別偏見のみが助長される。
- 助長というよりも容認だろう。あんな奴らはどうにでもなれと。
- 国が差別をするならって思う人が増えてもおかしくない。

- ・ 風俗店はまともじゃないから給付がうけれないと印象付けてる。実際は多額の納税をしてまともなところも沢山あるのに

質問8は、裁判所の判決による差別の助長の効果を尋ねたものである（「この判決が下されたことによって性風俗事業者に対する国民の差別が助長されると思いますか。」）。これに対する回答は、「はい」が37件、「いいえ」が4件となった。その理由（質問9に対する回答）もやはり当事者として差別の助長を実感するとの声が多数寄せられている。

- ・ 数年前にバリアフリー化補助金の申請が可能であるか尋ねるために宮崎市役所を訪問した時、窓口業務の嘱託職員と思われる女性に失笑され断られました。このように公的機関に近い人間から当業界への偏見や差別が広がっていくのだと感じました。この規定がメディアなどを通じて広く知られることになれば当事業所に対する国民からの嫌がらせ行為や批判が多くなるのではと不安でたまりません。
- ・ そもそも風俗も法律にのっとって税金なども払っている1つの商売なはずなのに、性風俗と言うだけで否定されるのは間違っていると思います。それなのにアダルトなのでダメですと国がお墨付きを出してしまっはそもそも風俗とは何ぞや？の国民にこの判決が出る事によって広く宣言されている感じでとても残念です。
- ・ 差別しているのは一部国民であったが、裁判所が国の主張を追認しているのだから自治体も真似る。そして国民も差別であっても実は

差別ではないんだと考え直すことになる。これらは明確な官製差別である。

- 裁判所が法解釈ではなく民意を基準に判決を下したことで、現実には法の下での平等はなく搾取されるだけの納税者の実在と国家としてその存在を容認していること証明したので。
- 国側の主張や東京地方裁判所の判決に関する記事への意見やコメントを読んでも、既に性風俗業に対する差別意識が助長されているなと感じた発言も散見されているため。
- 「判例」のもつ影響力はとて大きく、疑問に持つ気持ちすら薄まり、思考停止を招きかねないと考えます。
- 差別意識の強い国民性と、判決が下されたという事で、より批判的な考えだったり、行動が増えると思う。
- 性産業と無関係な人や子供達が「本質的に不健全なんだね。」とうっすら思うことになるから。
- 判例として1度出てしまうと、どうしても、「でも風俗は裁判で負けてる」と思われる。
- 司法が判決を出したのだから、差別して当たり前と思われてる。(思考停止状態)
- 国民の大多数が各種業界の実情を知らない為、差別偏見のみが助長される。
- 憲法で違反じゃないなら差別してよいだろうと思わせてしまうため。

- ・ 国の判断に司法がお墨付きを与えているから。

このように、性風俗事業者を対象とするアンケートからは、当事者たちが本件各不給付規定や原審判決により、性風俗事業者に対する国民や自治体の差別意識が助長・再拡大されると感じ、差別の烙印を感じていることがわかる。

第3 結語

性風俗事業者の中には、社会から阻害されている意識を抱いている者が少なくない。例えばストリッパーの牧瀬茜氏は、「国民の理解が得られないとか、道義観念に反するといった点については・・・ずっとそう思われているのだろうと感じていました。コロナ禍の支援給付金が対象外とされたときも、当初は『まあそんなものだよな』と思っていました。」と述べる（甲79）。以前は、「ストリッパーというだけで、馬鹿にされるというか、見下されることは少なく」なかったが、「それは、相手の人間性が出ているだけと感じていましたので、それに抗ったりすることは」なかったという。事業者アンケート結果（甲100）からも、「色メガネで見られる事は承知の上で働いているし、その覚悟もある」とか「公にできる仕事ではないため、白い目で見られるのは仕方ない」と感じている事業者がいることがわかる。原告代表者自身も「私はこれまで、自分の職業は人に言いづらいものだから社会のはぐれ者なのだと思っていた時期があ」と意見陳述で述べている（原審第一回口頭弁論期日における原告代表者意見陳述）。

他方で彼らの中には、政府による除外規定の制定や裁判での主張、一審判決の言い回しなどから、この状況が典型的な差別であることを初めて自覚する者が出ている。牧瀬氏は「今回、報道などで裁判の話を知って、はじめてこれは沖縄などの他

の差別問題と同じだと感じ」た（甲79）。原告も「店を続けるなかで、私や私の店は明らかに社会の中にあると感じるように」なり、「ごく当然に、この職業は権利を主張するのを恥じるような職業ではな」く、また「ごく当然に、性風俗業はひとつの仕事であると気が付」いた。そうしてはじめて、「これまで全く見えていなかった、抑圧の存在に気が付」いた。

ただ、本件各不給付規定や原審判決に潜む差別の構造に気づいたとき、皆がこれに声を上げ立ち向かえるわけではない。社会からの差別と、それを正面から後押しする政府や裁判所の姿勢に気づいたとき、憤りを感じながら無力を痛感し、差別意識を自らの中に植え付ける者もいる。「最初から分かりきって入った世界だし、全て自己責任だと思ってる」、「給付不給付で差別がどうかは変わらないと思います」との事業者アンケートの回答（甲100）はその意識の表れといえる。スティグマ（劣位の烙印）の内面化である。

原審は、スティグマを植え付けることを企図していなければその効果を気にする必要はないと述べる。しかしスティグマを植え付ける企図は、政府の担当者や裁判を担当する裁判官の心に潜む差別意識／無意識に根ざしている。それは通常立証できるようなものではない。企図がなければ差別を助長してもよい、スティグマを植え付けても良いとする発想は、差別される側にとっては絶望というほかない。差別的な政策や法令の正当化審査に際しては、企図ではなく効果を重視しなければならない。

本件各不給付規定や原審判決により、性風俗事業者に対する差別は助長され、再拡大した。多くの地方自治体は、国の取り扱いを模倣して、全く無批判にコロナ関連の助成金の対象から性風俗事業者を除外している。コロナ検査キットの無償配布

の対象から除外する地方自治体まで現れている。金融機関は以前から特段の理由なく融資を断るようになっていたが、その姿勢を正面から押し出している。事業者たちは社会からの差別意識が助長され、拡大していることを肌身に痛感している。本件各不給付規定や原審判決の効果を見れば、差別が助長され再拡大したことは明らかである。烙印の効果を和らげ、取り除くことができるのは裁判所だけである。

以上